別表第二十八の023016２0の項を次のように改める。

023	01620	居住費負担多床室限度額決定額	負担限度額認定情報			S9	16	任意	決定した居住費負担額（多床室）の限度額	・令和８年７月までの場合に設定 ・令和８年８月以降の場合かつ0230159２が「２:旧措置入所者」かつ0230160８が「02:認定」の場合は出力すること ・限度額を設定しないケースにおいてはNを出力すること	◎	×

別表第二十八の023016２0の項の次に次の三項を加える。

023	04647	居住費負担多床室Ⅰ（特養等）限度額決定額	負担限度額認定情報			S9	16	任意	決定した居住費負担額（多床室Ⅰ（特養等））の限度額	・令和８年８月以降の場合に設定 ・0230159２が「1:通常の受給者」かつ0230160８が「02:認定」の場合は出力すること ・限度額を設定しないケースにおいてはNを出力すること	◎	×
023	04648	居住費負担多床室Ⅱ（老健・医療院）限度額決定額	負担限度額認定情報			S9	16	任意	決定した居住費負担額（多床室Ⅱ（老健・医療院））の限度額	・令和８年８月以降の場合に設定 ・0230159２が「1:通常の受給者」かつ0230160８が「02:認定」の場合は出力すること ・限度額を設定しないケースにおいてはNを出力すること	◎	×
023	04649	居住費負担多床室Ⅲ（老健・医療院等）限度額決定額	負担限度額認定情報			S9	16	任意	決定した居住費負担額（多床室Ⅲ（老健・医療院等））の限度額	・令和８年８月以降の場合に設定 ・0230159２が「1:通常の受給者」かつ0230160８が「02:認定」の場合は出力すること ・限度額を設定しないケースにおいてはNを出力すること	◎	×

別表第二十八の023022５7の項及び023022５8の項を次のように改める。

023	02257	居住費（多床室（特養等））	特定入所者介護サービス費負担限度額情報			S9	16	任意	多床室（特養等）の居住費の負担限度額（日額）	令和８年７月までの場合に設定	◎	×
023	02258	居住費（多床室（老健・医療院等））	特定入所者介護サービス費負担限度額情報			S9	16	任意	多床室（老健・医療院等）の居住費の負担限度額（日額）	令和８年７月までの場合に設定	◎	×

別表第二十八の023022５8の項の次に次の三項を加える。

023	04650	居住費（多床室Ⅰ（特養等））	特定入所者介護サービス費負担限度額情報			S9	16	任意	多床室Ⅰ（特養等）の居住費の負担限度額（日額）	令和８年８月以降の場合に設定	◎	×
023	04651	居住費（多床室Ⅱ（老健・医療院））	特定入所者介護サービス費負担限度額情報			S9	16	任意	多床室Ⅱ（老健・医療院）の居住費の負担限度額（日額）	令和８年８月以降の場合に設定	◎	×
023	04652	居住費（多床室Ⅲ（老健・医療院等））	特定入所者介護サービス費負担限度額情報			S9	16	任意	多床室Ⅲ（老健・医療院等）の居住費の負担限度額（日額）	令和８年８月以降の場合に設定	◎	×

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第二百九十四号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十四条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二十四号）第四条及び第五条の規定に基づき、国民健康保険システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項を次のように定める。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎